

金融取引の守秘義務についての比較法的考察

— 欧米の個人金融取引における守秘義務についての法制度を中心に —

井部 千夫美* 杉浦 宣彦†

概 要

金融機関の守秘義務とは、顧客との取引過程で取得した顧客に関する情報をみだりに第三者に開示しないという義務であり、法定化されていたものではなかったが、これまで各取引契約からその付随的・補充的義務として当然に負っている義務とされてきた。しかし、個人情報保護法制定時には、個人情報保護法制にかかわる海外の立法例等の研究等が多く行われたのに対して、顧客情報保護のもう1つの柱である金融機関の守秘義務に関しては、個人情報保護法の領域と重複する部分があったにも係らず、比較法的な要素も含んだ研究はほとんど行われてこなかった。

本稿は、過去2年半にわたり調査した、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカなどの諸外国における金融機関の守秘義務が制度的にどのような形になっているのか、各国の制度比較を行いつつ、その調査結果の内容を紹介する。特に、その中において、各国の守秘義務をめぐる制度がその歴史的経緯を受けて、同じ守秘義務といっても保護の仕方や保護の対象・規制対象になるもの、さらには、個人情報保護法制との関係といった部分で各国間に様々な違いと共通点等があることを指摘している。そのうえで、本稿を通じて、わが国においても個人情報保護のあり方について再び見直しの動きが見られる中で、改めて各金融機関や利用者にとって大きな課題となっている、金融機関における顧客情報の保護の今後の方向を検討していく上での1つの材料を提供することを目的とする。

*中央大学大学院法学研究科国際企業関係法専攻博士後期課程

†上智大学非常勤講師、中央大学兼任講師（元金融庁金融研究研修センター研究官）

本稿の執筆に当たっては、中央大学法科大学院 堀部政男教授に有益なご意見を頂いた。なお、本稿は、筆者が金融研究研修センター研究官であった時の研究成果であり、また、本稿は筆者の個人的見解であって、金融庁の公式見解ではない。

目 次

はじめに	1
1. イギリスの金融機関の守秘義務制度	1
— 自主ルール中心の業界主導型	
1-1 法的根拠	
1-2 バンキング・コード	
1-3 ビジネス・バンキング・コード	
2. フランスの金融機関の守秘義務制度	9
— 成文法による規制	
2-1 法的根拠	
2-2 規制対象	
2-3 保護対象	
2-4 秘密保持—情報提供の可否	
3. ドイツの金融機関の守秘義務制度	11
— 約款法理による規制	
3-1 法的根拠	
3-2 保護の対象	
3-3 銀行秘密—情報提供の可否	
3-4 銀行秘密の違反に対する救済	
4. アメリカの金融機関の守秘義務制度	15
— 統合的な法制度と州法のコンビネーションによる規制	
4-1 予備的説明—連邦法と州法の並存による影響	
4-2 グラム・リーチ・ブライリー法	
4-3 公正信用報告法	
4-4 州法の事例	
5. 各国の状況比較とわが国への示唆	26
5-1 各国の守秘義務をめぐる法体制の比較	
5-2 わが国への示唆	

はじめに

金融機関における守秘義務とは、顧客との取引の過程で取得した顧客に関する公開されていない情報をみだりに第三者に開示しないとする義務である。わが国の金融実務においても、顧客情報を保護する主な根拠として個人情報保護法が制定される前から存在しており、個人情報保護法が制定された後も、顧客情報保護の1つの大きな柱として機能している。

よく混同される部分でもあるが、守秘義務と個人情報保護法との間では、義務の根拠、効果、情報の入手の仕方、管理すべき情報の対象などに違いが見られる。管理すべき情報の対象を例にとってみると、個人情報保護法では、管理の対象となっている情報は、あくまでもデータ化された個人情報とされているのに対して、守秘義務では、この範囲は個人情報保護法よりも広く、個人のみならず、法人や団体などの顧客について金融機関が保有している公開されていない全ての情報（データ化の有無を問わず）が管理の対象となっている¹。従って、金融機関が顧客情報を管理する際には、個人情報保護法に基づく義務と守秘義務の両方を遵守しなければならないということになる。また、当然のことながら、そのことは、金融機関における顧客情報の保護の在り方について考察するとき、個人情報保護法の検討だけでは足りず、守秘義務の検討も併せて行うことが不可欠であることを意味する。

わが国の個人情報保護法制を整備するにあたり、行政も含め、海外の立法例の研究が積極的に行われた。しかし、これまで金融機関における守秘義務の海外事例に関しては、アップデートかつ包括的な研究は、必ずしも十分に行われてこなかった。

本稿では、諸外国における金融機関の守秘義務をめぐる問題を取り上げている。そこでは、わが国の実務に影響を与えてきたイギリス、フランス、ドイツ、アメリカの欧米4カ国を調査対象に選び、それぞれの国（以下あわせて「調査対象国」という）における守秘義務の現状について調査・検討し、今後において、わが国における金融取引をめぐる守秘義務の問題を考えるときの一つの材料を提供することを目的とする。

なお、本稿で扱う守秘義務の範囲や考え方については、個人と法人のそれでは相当な差があることを鑑みて、今回は、できるかぎり個人顧客の情報に関するものに限定する。また、調査対象国の個人情報保護法制については、本稿の主題に深く関係する部分のみ取り上げる。

1. イギリスの金融機関の守秘義務制度

－ 自主ルール中心の業界主導型

イギリス²の金融取引における守秘義務は、その法的根拠をコモン・ローとし、現在では、金融

¹青木茂幸『金融機関の個人情報取扱 Q&A』（銀行研修社、2004年）33-35ページ。また、わが国における守秘義務（秘密保持義務）の詳細な内容やそれをめぐる学説等については、浅井弘章『個人情報保護法と金融実務 [増補版]』（金融財政事情研究会、2005年）66ページ以下を参照されたい。

²本稿では、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの総称である「United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland」を使用せず、一般名称である「イギリス」を使用した。同じ国の中で、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド（以下、「構成国」という）は、それぞれの法律を持ち、特に、イングランドとスコットランドの間では、差異が多いとされる。本稿との関係では、Financial Services and Markets Act 2000に基づいて設置されたFinancial Services Authority (FSA)は、全ての構成国を含む、イギリス全土の金融機関を監督する権限を持っていることから、構成国による区別を行わなかった。E. P. Ellinger,

業界が主導する自主ルールを中心に運用されている。この自主ルールには、個人顧客との取引を対象とするバンキング・コード(The Banking Code)と、一定の条件を満たした個人事業主および小規模事業を対象とするビジネス・バンキング・コード(The Business Banking Code)の2種類がある。

1-1 法的根拠

イギリスの金融取引における守秘義務は、「銀行秘密(bank confidentiality)」の概念を中心に発達してきた。銀行と顧客との関係は、古くから契約上の関係とされ、銀行が知り得た顧客の情報を外部に漏らさないことは契約の範囲内であった³。

(1) Tournier 事件

銀行秘密の法的根拠は、コモン・ローにある。1924年のTournier事件⁴は、銀行が個人顧客の情報を本人に無断で第三者に開示したことが問題になったが、そこで裁判所は、顧客情報の秘密を守る銀行の義務は、銀行が顧客に対して負う法的義務の一つであることを明確にしている。

Tournier事件の意義は、これまではっきりしなかった銀行秘密の限界を明確にした点にある。裁判所は、より大きな利益のために銀行秘密が排除され、銀行が保有している顧客に関する情報を第三者に開示してもよいとする場合を、①法の強制、②公衆に対する義務、③銀行の利益のため(詐欺防止等)、④本人の同意(明示的・黙示的な同意を問わず)の4つに限定した。この銀行秘密が排除される要件は、イギリスの金融取引における守秘義務の在り方に大きな影響を与えただけでなく、他の国にも影響を及ぼした。現在も、とりわけ英国の法規に大きな影響を受けている、オーストラリア、香港、アイルランド、マレーシア、ニュージーランド、パキスタン、シンガポール等の金融取引における守秘義務に関する規制、特に守秘義務の排除要件は、Tournier事件の理論を基礎としている⁵。

(2) 自主規制への動き

Tournier事件後、銀行秘密をめぐる動きはほとんど見られなかった。1960年代頃まで、顧客情報は、本人の口座を管理する銀行の店舗が事実上一元管理しており、他の支店や本店と情報を共有する必要性も技術もなかった。加えて、振込みなどの取引は、ほとんど手作業によって行われ、仮に顧客情報が漏れた場合、誰が情報を漏らしたか容易にわかる状態であった。1960年代後半に入ると、個人情報保護をめぐる議論が出始めたものの、銀行秘密については、特に問題にはならなかった。

顧客情報の管理をめぐる状況が変化し始めたのは、銀行業務のコンピュータ化が始まり、顧客

Eva Lomnicka & Richard Hooley, *Ellinger's Modern Banking Law* 20, 36 (Oxford University Press 4th ed. 2006). FSAのホームページ(<http://www.fsa.gov.uk/Pages/About/What/Who/index.shtml>) (last updated May 24, 2005)を参照。FSAが構成国の銀行を処分した事例として、2002年のRoyal Bank of Scotlandによるマネーロンダリング規制(Money Laundering Rules)違反に対する処分がある。詳しくは、Royal Bank of Scotlandに対するFSAの最終通知書(2002年12月12日、http://www.fsa.gov.uk/pubs/final/rbs_12dec02.pdf)を参照されたい。

³ *Foley v. Hill* (1848) 2 HL Cas 28.

⁴ *Tournier v. National Provincial Bank of England* [1924] 1 KB 461. 同事件の解説については、E. P. Ellinger, Eva Lomnicka & Richard Hooley, *Ellinger's Modern Banking Law* 166-167 (Oxford University Press 4th ed. 2006)を参照されたい。

⁵ Peter Cartwright ed., *Consumer Protection in Financial Services* 81 (Kluwer Law International, 1999).

の取引情報の蓄積・活用が飛躍的に増えたときである。まず、顧客の取引記録に記載される情報（例えば顧客がサービスを購入した店名等）が多くなり、ATMの普及等により、一人の顧客が複数の店舗と取引をするようになった。

そして、1984年にデータ保護法が成立し、イギリスにおける個人情報保護法制の整備が本格化した。各業界は、データ保護法の対応に迫られ、銀行業界は、銀行業務をめぐる法律を再検討すべく、1987年にR.B. ブラック博士を委員長とするReview Committee（以下「ジャック委員会」という）を設置した。ジャック委員会では、銀行秘密のあり方に関する議論も行われ、政府に対し、個人顧客（消費者）の保護はコモン・ローだけでは不十分であり、銀行業界による自主規制の整備を強く要請し、もし銀行業界による自主規制の整備が不十分である場合は、消費者保護立法を行うべきであると提案した。結局、政府は、銀行取引に対する法や行政の直接介入を避け、業界の自主的な制度や機関を通じて個人顧客に関する情報を保護するという従来の姿勢を貫き、銀行業界は、1992年に銀行業界の個人顧客向けビジネスの自主規制規範であるバンキング・コード(The Banking Code、後述)を定め、その中に個人情報の保護についての規定も設けた⁶。

1995年にEU個人情報保護指令⁷が定められた後、同指令を具体化させる法律として、1998年データ保護法が制定された。銀行は、他の業界同様、1998年データ保護法の適用を受けることとなり、それに伴い、バンキング・コードも改正された。

1-2 バンキング・コード

バンキング・コード⁸は、1992年に、イギリス銀行協会(British Bankers' Association)、住宅金融組合協会(The Building Societies Association)、支払決済サービス協会(Association for Payment Clearing Services)が共同で定めた個人顧客との取引を対象とする自主規制規範であり（前述の1998年データ保護法等の法律に対応しながら、数回の改正を重ね、現在では2005年3月に施行されたものが運用されている）、金融機関の競争の促進および顧客への質の高いサービスの提供を目的として、銀行取引における消費者保護の基本ルールとして機能している。

1-2-1 規制内容について

(1) 規制対象

バンキング・コードの規制対象は、①銀行、②住宅金融組合（building societies（信用組合、信用金庫に相当））、③クレジットカード会社、④預金預かり機関(National Savings and Investments)である（バンキング・コード第1.2条、以下「金融機関」という）のうち、同コードの採用を表明した加盟金融機関（Subscriber⁹）である。

(2) 加盟金融機関の義務

加盟金融機関は、バンキング・コードを自己の都合のよいように修正・変更することは許され

⁶ 金融法務研究会『消費者との銀行取引における法律問題について』2002年5月、20ページ。

⁷ Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data.

⁸ British Bankers' Association, The Building Societies Association, Association for Payment Clearing Services, *The Banking Code*, March 2005.

⁹ 前述のRoyal Bank of Scotlandは、バンキング・コードおよびビジネス・バンキング・コード（後述）の加盟機関である。詳しくは、同行のホームページ（http://www.rbs.aero/lombard/aero/legal_info/default.htm）を参照。

ない。ただし、バンキング・コードの規定は、金融機関が遵守すべき最低基準であるため、金融機関は、それよりも高い水準の個人顧客保護サービスを提供することはできる。

バンキング・コードの解釈については、「THE BANKING CODE Guidance for Subscribers」¹⁰（以下「バンキング・コード・ガイドランス」という）に詳しく記載され、それが、バンキング・コードの標準的な解釈であるとされている。基本的に、各金融機関においてバンキング・コードの内容を自由に解釈できるが、バンキング・コード・ガイドランスで示されている解釈は、バンキング・コード・スタンダード・ボード(Banking Code Standard Board、後述)や金融オンブズマン(Financial Ombudsman Service、後述)等による業界基準の設定に使用される。¹¹

加盟金融機関は、「コード・コンプライアンス・オフィサー」(Code Compliance Officer)を設置し、バンキング・コードの遵守に努める（バンキング・コード第 16.1 条）。コード・コンプライアンス・オフィサーは、バンキング・コードのコンプライアンスに関する年次報告書や、バンキング・コード・スタンダード・ボードへの報告等を行う。¹²

バンキング・コード・スタンダード・ボードは、バンキング・コードを採用することを表明した金融機関（加盟金融機関）を監督し、同コードが遵守されているかどうかを監視する機関である（第 16.2 条）。バンキング・コード・スタンダード・ボードは、バンキング・コードの運用規則(The Banking Code Rules、Disciplinary Procedure、Review Committee Procedure、Compliance Policy、Complaints Procedure 等)を定め、バンキング・コードを遵守しない金融機関に対しては、コンプライアンス・ポリシー(Compliance Policy)に従い処分を行う。悪質な違反に対しては、加盟金融機関としての資格を停止する場合がある（決済制度等への加入は加盟金融機関であることが条件であるため、資格停止はイコール金融機関としての営業ができなくなることを意味している）。

（3） 外部委託

加盟金融機関は、バンキング・コードが保護の対象としている一連のサービスや商品（下記参照）を第三者や代理人に委託する場合、バンキング・コードの規定を遵守させるようにしなければならない。¹³

（4） 1998 年データ保護法との関係

なお、1998 年データ保護法との関係では、加盟金融機関は、個人顧客に対し、データ保護法に基づき自分の個人的記録(personal records)を閲覧する権利があることを適切に説明しなければならない（バンキング・コード第 11.3 条）。

1-2-2 保護の対象

バンキング・コードは、「個人顧客」(personal customer)を保護の対象としている。「個人顧客」とは、自己の事業や職業以外の目的で行動する者のことである。個人顧客の定義は、欧州指令お

¹⁰ British Bankers' Association, The Building Societies Association, Association for Payment Clearing Services, *The Banking Code - Guidance for Subscribers*, March 2005（以下「バンキング・コード・ガイドランス」という）。

¹¹ 前掲書 5 ページ。

¹² 前掲書 49 ページ。

¹³ 前掲書 8 ページ。

よび Financial Services Authority (FSA)の発行する文書等において使用されているものと同じである¹⁴。なお、個人事業主の場合は、一定の条件の下、ビジネス・バンキング・コード(Business Banking Code、後述)の保護対象となる。

バンキング・コードの下で保護を受けるサービスや商品は、個人顧客を相手にした通常取引である(第 1.1 条)が、ここでいう通常取引とは、①当座預金、普通預金口座等、②カード製品(デビットカードやクレジットカードなど。電子財布を除く。)やカードサービス、③ローン、貸越、④支払い業務(外国為替サービスを含む)である。これらのサービスは、バンキング・コードに別段の規定がない限り、提供の方法(店頭、電話、郵便、双方向テレビ、インターネット等)に関係なく、同コード(第 1.2 条)の適用を受けることになる。

他方、バンキング・コードの保護の対象とならないサービスとしては、モーゲージ¹⁵、投資、保険、割増金付債券(Premium Bonds)である(第 1.2 条)。

加盟金融機関は、サービスや商品を提供するにあたり、個人顧客に公正かつ合理的な姿勢で臨まなければならない(第 2 条)とされ、6つの「基本方針」(key commitments)の全てを遵守することが求められる。基本方針は、バンキング・コードと一体であり、バンキング・コード・スタンダード・ボードは、加盟金融機関がこれを遵守しているかどうか監視し、金融オンブズマンはこれを使って決定を下す。守秘義務との関係でいえば、加盟金融機関は、個人顧客の個人情報を秘密として扱い、安全かつ信頼性の高い銀行および支払いシステムを運営しなければならない、とされる¹⁶。

1-2-3 秘密保持-情報提供の可否

バンキング・コードの秘密保持規定(第 11.1 条)は、前述の *Tourneir* 事件で認められた守秘義務を反映させたものである。すなわち、加盟金融機関は、個人顧客に関する一切の情報を秘密扱いとし、秘密保持の例外事由(後述)に該当しない限り、加盟金融機関のグループ企業を含む第三者に対し、個人顧客の氏名や住所、または個人顧客が保有する口座に関する情報を本人の同意なしに提供してはならない(第 11.1 条)。さらに、加盟金融機関は、顧客関係が終了した後も秘密を保持しなければならない。ここでいう本人の同意とは、1998 年データ保護法で規定されて

¹⁴ 前掲書 7 ページ。

¹⁵ なお、モーゲージについては、モーゲージ貸付業者評議会(Council of Mortgage Lenders)が定めた業界自主規制の「モーゲージ・コード」(The Mortgage Code)がある。

¹⁶ “We promise that we will act fairly and reasonably in all dealings with you by meeting all the commitments and standards in this Code. The key commitments are shown below.

- We will make sure that our advertising and promotional literature is clear and not misleading and that you are given clear information about our products and services.
(広告表示の明確化)
- When you have chosen an account or service we will give you clear information about how it works, the terms and conditions and the interest rates which apply to it. (金利等も含む条件面の明確化)
- We will help you use your account or service by sending you regular statements (where appropriate) and we will keep you informed about changes to the interest rates, charges or terms and conditions.
(取引証明書と条件変更等の送付)
- We will deal quickly and sympathetically with things that go wrong and consider all cases of financial difficulty sympathetically and positively. (財政難等発生時の即時連絡)
- We will treat all your personal information as private and confidential, and operate secure and reliable banking and payment systems. (顧客情報の秘密保持)
- We will publicise this Code, have copies available and make sure that our staff are trained to put it into practice.” (コードの公開とその内容を金融機関スタッフが知っていること)。
(バンキング・コード第 2 条 (前掲 「バンキング・コード・ガイダンス」、8 ページ参照)。

いるとおりに、センシティブ情報（人種、病歴、犯罪歴等の機微情報）である場合は、明示的な形式のものである。¹⁷

（１） 銀行照会

加盟金融機関は、本人から事前の書面による同意がない限り、他の銀行からの照会に応じてはならない（バンキング・コード第 11.2 条）。

（２） 広告およびマーケティング

広告およびマーケティングについては、本人の明確な同意がない限り、加盟金融機関は個人顧客の氏名や住所を第三者（加盟金融機関のグループ企業も含む）に提供してはならない（第 8.2 条）。また、加盟金融機関は、標準的な預金サービス(standard account services)の提供の見返りに、個人情報の提供を要求するような同意を求めてはならない（同条）。

加盟金融機関は、個人顧客に他社のサービスや製品について知らせることができ、個人顧客が同意した場合にのみ、個人顧客の情報を当該他社に提供することができる（第 8.3 条）。そのような場合、当該加盟金融機関と他社との関係を個人顧客に明確にしておかなければならない。¹⁸

（３） 借り入れ

個人顧客が加盟金融機関から借り入れを行った場合、加盟金融機関は、本人の同意を得た上で、借り入れ状況などの情報を保証人に提供することができる（第 13.4 条）。

（４） 信用情報機関

また、信用情報機関(credit reference agency)への情報提供については、以下のような規定がある。

①個人顧客によるクレジットカードの申し込み — 加盟金融機関は個人顧客の情報を信用情報機関に提供すると同時に支払能力などの審査を行うことを当該個人顧客に通知すること（第 13.5 条）。

②事故情報 — 支払いの遅れが発生した場合、加盟金融機関は、28 日間の猶予期間の後、信用情報機関に情報を提供することができる（第 13.6 条、第 13.7 条）。

③上記②以外の取引情報 — 加盟金融機関は、個人顧客の同意を得て、本人の口座の日々の取引に関する他の情報を信用情報機関に提供することができる（第 13.8 条）。加盟金融機関は、個人顧客に与信を提供する条件にこの同意を得てもよい。¹⁹

（５） 秘密保持の例外

例外的に、加盟金融機関が個人顧客に関する情報を第三者に提供してもよい場合は次のとおりとされている（第 11.1 条）。

① 法律による強制。

¹⁷ 前掲「バンキング・コード・ガイダンス」38 ページ。

¹⁸ 前掲書 29 ページ。

¹⁹ 前掲書 44 ページ。

- ② 顧客情報を公衆に開示することが義務である場合。
- ③ 加盟金融機関の利益のため（例えば詐欺等の防止のため。ただし、マーケティング目的で顧客情報を、グループ企業を含む第三者に提供するための口実として使用することはできない。）。
- ④ 本人の請求による開示、または本人の同意に基づく提供。

1-2-4 苦情処理

苦情処理制度については、内部手続による処理（第 15.1 条～第 15.5 条）と金融オンブズマンによる処理（第 15.6 条）、預金預かり機関(National Savings and Investments)による仲裁手続（第 15.7 条）の三つが用意されている。

①内部手続による処理 — 加盟金融機関は、個人顧客から苦情を受け取ってから 5 営業日以内に、苦情を受け取ったことを確認する書面を送り（第 15.3 条）、4 週間以内に最終回答（対応にもっと時間がかかる場合はその旨）を書面で送る（第 15.4 条）。もし、この時期までに書面が送られていなかった場合は、8 週間以内に回答を書面で行う（第 15.5 条）。内部手続きによる処理は、FSA 規則（DISP. 1.1.2.9）に基づいて行われることになっており、手続きのプロセスについては、FSA が金融機関を監視する。

②金融オンブズマン²⁰による処理 — 加盟金融機関は、ホームページや店頭にて、金融オンブズマンによる苦情処理の適用対象となっていること、そして、上記①による処理が失敗に終わったときに金融オンブズマンによる処理を受けることができることを知らせなければならない（バンキング・コード第 15.6 条）。また、金融オンブズマンは、2000 年金融サービス・マーケット法（Financial Services and Markets Act 2000）第 225 条ないし第 234 条、附則 17 に基づき設置されたワンストップの苦情処理、紛争処理機関である。金融オンブズマンは、政府機関ではなく、会社形態で運営されている。この機関は、銀行業界が苦情・紛争処理機関として独自に設置していた銀行オンブズマン(The Banking Ombudsman)とその他の金融サービスオンブズマンを統合改組して設置されたものである。

救済の手続は次の手順で進められる。

- (i) 個人顧客（消費者）と銀行による交渉が行われる。
- (ii) 交渉が不調に終わった場合、銀行がデッドロック・レター(deadlock letter)を発行する。
- (iii) 金融オンブズマンの調査。
- (iv) 金融オンブズマンによる和解の斡旋。
- (v) 裁定員(adjudicator)による裁定。
- (vi) 当事者の不服がある場合、オンブズマンによる最終裁定(final decision)が行われる。

²⁰ このオンブズマン制度については、杉浦・徐・横井 『金融 ADR 制度の比較法的考察—英国・豪州・韓国の制度を中心に—』 金融庁金融研究研修センターディスカッションペーパー（平成 17 年 8 月）を参照。

金融オンブズマンによる最終裁定は、金融機関を拘束する。他方、個人顧客は、最終裁定に拘束されず、裁判所に訴訟を提起する権利は制限されない。

③預金預かり機関による仲裁手続 — この仲裁手続は、加盟金融機関が預金預かり機関である場合に利用できる（バンキング・コード第 15.7 条）。預金預かり機関は、政府機関であるため、議会オンブズマン(Parliamentary Ombudsman)の監督に服する。²¹

1-3 ビジネス・バンキング・コード

ビジネス・バンキング・コード(The Banking Business Code)²²は、個人と事業の区別がつきにくい小規模事業に対し、バンキング・コードの原則を適用するために、2002 年 3 月に定められた。現行のビジネス・バンキング・コードは 2005 年 3 月に施行されたものである。ここでは、バンキング・コードと異なる点を中心に説明する。

1-3-1 規制の対象

まず、規制の対象は、銀行および住宅金融組合等である。ビジネス・バンキング・コードを採用することを表明した金融機関（加盟金融機関）が、外部に業務委託する場合、その金融機関は、同コードを委託先に遵守させる責任を負う（ビジネス・バンキング・コード第 11 条）。

ビジネス・バンキング・コードの下で保護されるサービスは、①当座預金、②普通預金、③カード製品、カードサービス、④ビジネス・ローン、当座貸し越し、⑤支払業務（外国為替、国際送金を含む）、⑥海上貿易（第 11 条）であり、こちらも、バンキング・コード同様、サービスの提供方法に関係なく保護されることになっている。

1-3-2 保護の対象

ビジネス・バンキング・コードは、「ビジネス・カスタマー」(business customer)を保護している。

ビジネス・カスタマーとは、①年間 100 万ポンド以下の売上高を持つ個人事業主、パートナーシップ、有限責任組合(limited liability partnership)等、または②年間 100 万ポンド以下の収入のある組合、慈善団体、クラブ等のことをいう。ビジネス・カスタマーとして認められる 100 万ポンド以下の売り上げまたは収入は、個人事業主等の納税申告等を通じて判断される。事業グループの場合は、グループ全体の売上高を見て判断される。また、企業に勤務する役員が個人事業も営んでいる場合、その個人事業の売り上げが年間 100 万ポンド以下であれば、ビジネス・カスタマーとして認められる。

他方、ファクタリング、リース、アセットファイナンス、分割払い、投資、または保険に従事する業者は、ビジネス・カスタマーとしては保護される対象には入らない。さらに、ビジネス・カスタマーを代表して金融機関と取引する者である「カスタマー」(customer、例えば事業の口座への入金等について銀行と相談をするスタッフ)が、個人の口座を使って事業活動を行う場合は、

²¹ 前掲バンキング・コード・ガイダンス、48-49 ページ。

²² British Bankers' Association, Association for Payment Clearing Services, *The Business Banking Code*, March 2005.

個人顧客として扱われる（第 1.3 条）。²³

1-3-3 秘密保持—情報提供の可否

ビジネス・カスタマーに関する情報の秘密保持のあり方は、バンキング・コードと同じである。秘密保持の対象となる情報は、ビジネス・カスタマーの事業に関する情報(business information)と事業を営む者（個人）に関する情報である（第 11.1 条）。

2. フランスの金融機関の守秘義務制度

— 成文法による規制

フランスにおける金融取引の守秘義務は、銀行法において明文化されている守秘義務規定が中心となって規制されている。個人顧客については、銀行法の守秘義務規定に加えて、フランスの個人情報保護法による規制がなされており、フランスは、今回の調査対象国の中で唯一、成文法による直接的かつ包括的な規制を行っている国である。

2-1 法的根拠

フランスは、前述のイギリスと同様、銀行の職務上の守秘義務の存在や内容に関する明文規定を持たなかった。フランスにおける金融取引の守秘義務は、銀行に課せられた「職務上の守秘義務」(secret professionnel)の概念を中心に発展してきた。「職務上の守秘義務」によって、銀行は、自己が保有する顧客情報の秘密を守る民事上の責任を負う。

銀行における職務上の守秘義務は、1984 年の銀行法改正によって明文化された。

2-2 規制対象

フランスは、1984 年に銀行法を改正し、銀行における職務上の守秘義務を明文化した第 57 条を追加した。さらに、1999 年の銀行法の改正で、EU 経済域系の金融グループ企業も規制対象に加えた。

(1) 銀行法第 57 条の適用を受ける者

銀行法第 57 条が適用される者は、①銀行の取締役会(conseil d'administration)、②監査役員会(conseil de surveillance)、③何らかの資格で銀行の経営に参加する者、および④銀行に雇用されている者である。そして、同条の適用を受ける者は、職務上の守秘義務を負い、秘密を漏洩した場合は、秘密漏洩罪（刑法第 226-13 条）で懲役 1 年または罰金 15,000 ユーロの刑に処せられる²⁴。

(2) 銀行法第 57-1 条の適用を受ける者

²³ British Bankers' Association, Association for Payment Clearing Services, *The Business Banking Code - Guidance for Subscribers* 7 (March 2005).

²⁴ フランス銀行法の英訳は、世界銀行の Global Banking Law Database (http://www.gbld.org/country_details.aspx?countryid=10) を参照。

フランス国内で設立された金融機関でなおかつヨーロッパ経済域(Espace économique européen²⁵)協定の加盟国に本社を置く金融機関のグループに属するものは、銀行法第 57-1 条に基づき、職務上の守秘義務の対象となる。このグループ内の企業が顧客情報を受け取った場合、その者は、第 57 条における職務上の守秘義務を負い、違反した場合は、処罰される。²⁶

2-3 保護対象

職務上の守秘義務は、金融機関の全ての顧客を対象とする。同条に基づいて保護される情報は、①銀行の営業活動の過程において、②顧客本人または第三者から提供された、③一般に公開されていない秘密情報である。この要件を満たす顧客情報は、原則として、銀行が顧客からの同意を得ない限り、開示または提供することはできない。

銀行が保有している個人顧客の情報のうち、顧客の預金残高や貸付残高などは、第 57 条に基づく保護の対象となっている情報である。すなわち、銀行は、職務上の守秘義務を理由にこれらの情報の提供を拒絶することができる。反対に、顧客の弁済資力は、職務上の守秘義務によって保護される情報にあたらぬとされる。

2-4 秘密保持—情報提供の可否

(1) 開示請求者

銀行が保有している顧客情報の開示を求められた場合、個人顧客か法人顧客かによって扱いが異なる。

個人顧客の情報については、開示請求者が、当該個人顧客の配偶者または家族である場合、銀行は、当該個人顧客に関する情報の提供を拒絶することができる。²⁷他方、個人顧客が死亡しており、開示請求者が当該個人顧客の相続人である場合、銀行は、当該個人顧客に関する情報を開示しなければならない。

法人顧客の情報については、開示請求者が、取締役会など当該法人の代表者である場合、銀行は、当該法人に関する情報を開示しなければならない²⁸。

(2) 守秘義務の排除事由

銀行法第 57 条は、銀行が職務上の守秘義務を理由に、顧客に関する情報の提供を拒絶できない場合も定めている。

職務上の守秘義務が排除される場合は次の 3 つである。

- ① 他の法律に定めがある場合(例： 麻薬の密売に由来する資金の洗浄に関する法律(1990 年))、
- ② 銀行の監督機関である銀行委員会(Commission Bancaire)やフランス銀行(Banque de

²⁵ ヨーロッパ経済域は、EU 加盟国 25 カ国（オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、ドイツ、ギリシャ、フィンランド、フランス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダ、連合王国）ならびにアイスランド、リヒテンシュタイン、およびノルウェーから構成されている。

²⁶ 金融法務研究会「金融機関のグループ化と守秘義務」（金融法務研究会報告書(5)、2002 年 4 月）38 ページ。

²⁷ 個人顧客の非財産的情報でなおかつ本人のプライバシーに関わる情報の開示の可否については見解が分かっている。

²⁸ 取締役会の一員や組合の組合員が当該法人に関する情報の開示請求については見解が分かっている。

- France)から要請があった場合、または
- ③ 刑事手続における司法当局の要請があった場合。

上記のいずれかに該当する場合、銀行は職務上の守秘義務を理由に、顧客情報の提供を拒絶することはできない²⁹。

(3) 事故情報の管理

フランスではアメリカなどにある消費者信用情報機関がないため、返済の延滞などの事故情報はフランス銀行が管理している。

アメリカの場合、消費者信用情報機関は民間企業であり、これらの消費者信用情報機関が収集する消費者信用情報は、ホワイト情報・ネガティブ情報に関係なく広範囲に収集される。また、収集された消費者信用情報は、業界の境を越えて幅広く流通する。さらに、事故情報などのネガティブ情報は、消費者信用報告書に記載され、消費者信用報告機関が長期間保存する。

これに対し、フランス銀行が収集する事故情報は、アメリカの消費者信用情報機関が収集する信用情報よりも情報の範囲および保有期間が限定されている。フランス銀行は、事故情報を業界別に分けて管理している。例えば、クレジットカード会社の場合、フランス銀行が保有している銀行・金融業のデータベースにアクセスすれば必要な情報を入手することができる。また、フランス銀行が保有している事故情報のリストの保管期間は5年間である。債務者が返済を完了した段階でその氏名をリストから削除するのはもちろんのこと、仮に債務者が返済を完了しなくても、5年が経過した段階で氏名がリストから削除される。³⁰

3. ドイツの金融機関の守秘義務制度

－ 約款法理による規制

ドイツにおける金融取引の守秘義務は、「銀行秘密(Bankgeheimnis)」の概念を中心に発展を遂げ、現在では、約款法理によって規制されている。銀行普通取引約款(Allgemeine Geschäftsbedingungen der privaten Banken und der Genossenschaftsbanken (Fassung Januar 2000)第2条1項は、「銀行秘密」を明文化している。

3-1 法的根拠

銀行秘密の法的根拠は、慣習法とドイツ連邦共和国基本法(Grundgesetz für Bundesrepublik Deutschland) (以下「基本法」という)である。

まず、慣習法では、銀行秘密を銀行と顧客との間の取引関係から生じる付随義務としている。これに対し、基本法は、人権の自由の発展の権利から派生する情報の自己決定権(第2条1項)を根拠に、銀行秘密と個人(顧客)の情報の自己決定権との関係を是認し、保護している。

歴史的経緯を見ると、実務においては、17世紀の銀行取引契約の中に銀行秘密に関する条

²⁹ 金融法務研究会 前掲報告書 37-39ページ。

³⁰ Niall McKay, *Paying With Plastic Cards: How It Works in the Rest of the World* (Nov. 23, 2004) <http://www.pbs.org/wgbh/pages/frontline/shows/credit/more/world.html>.

項が登場し、18世紀後半には、銀行に対する規則の中で、銀行秘密に基づく守秘義務が銀行側に課せられていた。そして、現在では、銀行普通取引約款の中に銀行秘密に関する規定が盛り込まれている。

なお、個人顧客については、ドイツの個人情報保護法制である連邦データ保護法(Bundesdatenschutzgesetz)の適用がある。

3-2 保護の対象

銀行秘密の下で保護される者とは、銀行と取引関係のある全ての顧客である。すなわち、顧客が法人もしくは商業登記簿に記載されている商人、または、個人もしくは団体の顧客に関係なく、銀行秘密が適用される。

しかし、銀行による顧客情報の第三者提供は、顧客の種類によって取扱いが異なる(後述)。

銀行が保有している顧客情報のうち、銀行秘密の原則で保護されるものは、①顧客との取引関係に関する事実(銀行口座の異動状況等)、②銀行が知り得た顧客の財産に関する事実(顧客の財産に関するポジティブ情報や顧客の信用に関するネガティブ情報等)、③顧客の私的な生活関係の事実(親族関係等)である。

銀行取引普通約款では、銀行秘密の下で保護される範囲を拡大し、守秘義務の対象とする情報を、「すべての顧客に関する事実とその評価」(第2条1項)(下線は筆者)と規定し、私生活に関する事柄を含むすべての個人情報を対象としている。

なお、銀行に課せられた守秘義務は、取引関係終了後も存続する。

3-3 銀行秘密—情報提供の可否

3-3-1 銀行秘密の排除事由

銀行秘密の排除事由は、①顧客の同意、および②法令による情報提供の強制である。

(1) 顧客の同意

銀行取引普通約款は、顧客の同意は、事前同意を原則としている(第2条1項)が、法人または商人の顧客と個人顧客との間で異なる対応を見せている。

まず、法人または商人の顧客の場合、銀行が個別に同意を得る必要はない(第2条3項)。これは、銀行取引上の慣行では、法人または商人の顧客については、同意は事前にかつ包括的に得られていると考えられているからである。

これに対し、個人顧客の場合は、連邦データ保護法(第4条1項)または他の法令が認めていない限り、本人の同意を得なければならない。銀行取引普通約款は、連邦データ保護法との整合性を図り、銀行が個人顧客の明示的な同意を得なければならないとする規定を設けた。³¹

また、銀行が個人信用情報を個人信用情報機関(シューフア、Schufa)に提供する場合も、個人顧客の事前同意を要する。実務では、銀行が個人顧客と取引を開始する際に、個人信用情報を個人信用情報機関に提供することについて、書面による同意を得るシューフア条項(Schufa-Klausel)(後述)が設けられている。

³¹ 野村武司「ドイツ — 個人情報保護法制の展開と90年法の概要」(『法律時報』第72巻第10号、2000年9月)30-31ページ。連邦データ保護法の独英対訳は、<http://www.bfd.bund.de/information/bdsg-eng.pdf> を参照。

(2) 法令による情報提供の強制

銀行が法令によって情報提供を強制される場合として、次の5つの事由が挙げられる。

- ① 民事訴訟上の証人による証言の場合
- ② 刑事訴訟上の証人として検事の取調べまたは公判において証言する場合
- ③ 違法な麻薬取引あるいはその他組織犯罪に対する法律の下でのマネーロンダリング等の司法当局への通知
- ④ 税法上の課税処分のための調査
- ⑤ 公的監督機関により銀行監督や証券取引の監視手続きにおける調査、報告、開示義務等

3-3-2 第三者提供

(1) 銀行と取引関係のある他の顧客または他行の場合

銀行による情報提供(Bankauskunft)とは、銀行が顧客の経済状況や信用状況に関する情報を、他の顧客または他の銀行からの要請によって提供することであり、実務において広く行われている。

・情報提供の対象となる情報

銀行による情報提供の対象となる情報は、顧客の資産状況、信用状況、支払い能力等、顧客の評判、信用供与についての評価等と多項目にわたる(銀行普通取引約款第2条2項)。

反対に、情報提供の対象とならない情報は、顧客の口座残高や銀行に預託されている資産および融資等に関する具体的な金額等の情報等である(第2条2項)。

・情報提供の相手方

銀行が情報提供できる相手は、銀行と取引関係のある顧客または他行である。

また、銀行に情報提供を要請することのできる者は、①当該銀行の他の顧客、あるいは②他行が自身のため、または当該他行の顧客のために照会を行う場合に限定されている(第2条4項)。

・情報提供の適法性

銀行による情報提供は、①顧客の黙示的な承認と②慣行上認められている行為であることを理由に、銀行秘密に反しないとされてきた。

- ① 顧客の黙示的な承認 — 顧客が銀行と取引関係を結ぶ合意をした場合、あるいは取引関係開始後、顧客が反対の意思を表明しない場合、取引銀行が自己に関する情報を、通常行われている範囲内において他の者に提供することに対する顧客の承認が推定され、また顧客が承認を黙示的に与えているものと解される。
- ② 慣行上認められている行為 — 銀行取引に参加する者にとって、取引銀行が自己に関する情報を、通常行われている範囲内において他の者に提供していることは周知の事実である。

・銀行普通取引約款による銀行の情報提供に関する規則

かつて、情報の主体としての顧客は、商人等の事業者のみを推定していたことが問題とされ、個人顧客については、連邦データ保護法との調和を図ることが要請された。そこで、銀行普通取引約款では、個人情報保護法制との調和を図り、銀行の情報提供の有効性を改めて確認した（第2条2項、同条4項）。従って、銀行普通取引約款は、以下のとおり、①法人または商業登記簿に登録されている商人と、②個人または団体の顧客とを区別している。

法律で定められている場合を除き、顧客が同意した場合または銀行が情報提供についての権限を有する場合に限り、銀行は顧客の情報を他の者に提供することができる（第2条1項第2文）。

- ① 法人または商業登記簿に登録されている商人 — (i)顧客の事業に関する情報、かつ(ii)顧客から別段の指示がなされない場合は、提供可能（第2条3項）。
- ② 個人または団体の顧客 — 顧客の明示的な同意がある場合にのみ情報提供可能（銀行普通取引約款第2条3項）。これは、(i)商人等の事業者における同意の擬制等による情報提供の正当性を個人または団体の顧客にそのまま適用することは困難である、(ii)連邦データ保護法による個人情報保護への配慮（銀行は顧客情報を提供するにあたり、同法第28条1項が定める企業による個人情報利用の要件を満たさなければならない）のためである。

さらに、銀行に情報提供を求めた者は、①自分が請求する情報について正当な利益を有すること、そして、②情報提供によって顧客の保護されるべき利益が侵害されないこと、を銀行に示さなければならない（銀行普通取引約款第2条3項）。³²

（2） 個人信用情報機関

個人信用情報機関（Schufa (Schutzgemeinschaft für allgemeine Kreditsicherung)）とは、ドイツにおいて個人信用情報を収集し、これを会員企業（銀行やカード会社等）に提供することを事業としている団体である。銀行による顧客情報の提供は、個人信用情報機関との契約に基づいている。銀行が個人信用情報機関に提供する情報は、①個人顧客自身に関する情報、および②個人顧客の信用情報（融資、保証の供与、契約違反行為等）など広範囲にわたる。

なお、銀行が個人顧客の信用情報を個人信用情報機関に提供する場合も、顧客の事前同意が必要である。実務では、銀行が顧客と取引を開始する際に、書面による同意を取得している（上記「3-3-1 銀行秘密の排除事由」参照）。

3-4 銀行秘密の違反に対する救済

銀行が顧客情報を第三者に漏洩し、その結果、顧客が被害を被った場合、顧客は損害賠償を銀行に請求することができる。

銀行秘密の違反は、積極的権利侵害として位置づけられ、銀行は、故意または過失による損害賠償責任を負う（ドイツ民法第276条）。さらに、銀行秘密の違反は、一般的な人格権または企業

³² 金融法務研究会 前掲報告書 19-37 ページ。

権の侵害にもあたると解されているため、銀行は、不法行為責任を負う（第 823 条 1 項）。³³

4. アメリカの金融機関の守秘義務制度

－ 統合的な法制度と州法のコンビネーションによる規制

アメリカにおける金融機関の守秘義務制度は、他の調査対象国と同じように、各取引契約の中で付随的・補加的義務として金融機関に課せられてきた。しかし、アメリカは、金融取引の守秘義務を規制する包括的な法制を持たず、むしろ経済的プライバシー(financial privacy)保護の観点から、個別分野を規制する法令や判例などを発展させてきた。具体的には、連邦法による統合的な法制度と州法の組み合わせによる規制を通じて、個人顧客の経済的プライバシーを保護しつつ、金融機関による個人顧客の情報の経済的な利用を積極的に推し進めてきたのである。

ここでは、金融分野を統合的に規律する連邦法である 1999 年グラム・リーチ・ブライリー法(Gramm-Leach-Bliley Act of 1999, P.L. 106-102)の第 5 編(Title V)のプライバシー規定、および州法の事例を中心に解説する。

4-1 予備的説明－連邦法と州法の並存による影響

アメリカは、連邦制度を採用しているため、連邦法と州法が並存し、両者は相互補完的に機能している。従って、アメリカの制度について検討する場合、連邦法と州法の両面から検討することが必要である。

グラム・リーチ・ブライリー法の解説に入る前に、個人顧客の経済的プライバシー保護にあたり、連邦法と州法の関係について簡単に整理しておく。

グラム・リーチ・ブライリー法は、個人顧客に私訴権(private right of action)を与えていないため、金融機関が同法の定めるプライバシー規定（後述）に違反した結果、個人顧客に被害が生じた場合、当該個人顧客は、同法に基づいて直接救済を受けることができない³⁴。グラム・リーチ・ブライリー法は、金融機関を監督する連邦行政機関（監督機関）による苦情処理制度を設けているものの、この制度による救済は、あくまでも監督機関が苦情の申し立てをきっかけにして、違反した金融機関を処分することであり、監督機関が被害者を代理して違反した金融機関から救済を引き出すものではない。従って、被害者は、公正信用報告法(Fair Credit Reporting Act)（後述）をはじめとする他の連邦法による救済あるいは州法による救済を求めなければならない。

被害者が州法による救済を希望する場合、まず、違反した金融機関が自分の居住する州法に違反しているかどうか調査する。調査の結果、金融機関が州法に違反していれば、被害者はそれに基づいて直接救済を受けることができる。（詳しくは、「4-4 州法の事例」を参照されたい。）

4-2 グラム・リーチ・ブライリー法

グラム・リーチ・ブライリー法は、銀行、保険会社、証券会社の垣根をとりはらい、より近代的で競争力のある金融商品を消費者に提供できるようにすることを目的とした連邦法である。同

³³ 金融法務研究会 前掲報告書 19-37 ページ。

³⁴ *Borinski v. Williamson*, 2004 WL 433746 (N.D. Tex. Mar. 1, 2004); *Menton v. Experian Corp.*, 2003 WL 21692820 (S.D.N.Y. July 21, 2003).

法の第5編「プライバシー」(15 U.S.C. §6801 以下)は、金融機関が保有している個人の非公開個人情報(nonpublic personal information)の保護を規定している。第5編は、「第1節 非公開個人情報の開示」(Subchapter I Disclosure of Nonpublic Information, 15 U.S.C. §§6801-6809)および「第2節 金融情報への不正(詐欺的)アクセス」(Subchapter II Fraudulent Access to Financial Information, 15 U.S.C. §§6821-6827)に分かれおり、連邦レベルのプライバシー原則(privacy principles)の最低基準を設けたものである。州との関係でいえば、消費者のプライバシーをより強く保護する州法を制定する権限が州側に残されている(後述)。ここでは、本稿の主題に深く関係する第1節のみを取り上げる。³⁵

4-2-1 第5編制定の背景

グラム・リーチ・ブライリー法の中に第5編が加えられた背景には、アメリカ内外における個人情報・プライバシー保護の機運の高まりがある。

まず、アメリカ国外では、1995年のEU個人データ保護指令の制定が大きなきっかけとなった。同指令の第25条は、「十分な」レベルの個人情報保護のための措置を講じていない国に対しては、個人データの移転を禁止している。EUは、自主規制を中心としたアメリカの対応に懸念を示したことから、アメリカがEUにセーフハーバー協定を提案した。セーフハーバー協定では、連邦取引委員会の監督の下、加入を希望する企業が、EU個人データ保護指令に見合った個人情報保護のための措置を講ずるよう自主的に取り組むこととされた。しかし、金融機関は最初の合意書に含まれていなかった³⁶こともあり、他の業界に比べて対応が遅れが生じた。

さらに、アメリカ国内では、一部の銀行が自身のプライバシー方針に違反して、本人の同意を得ずに顧客情報を大量に外部のマーケティング会社に販売するなどの不祥事が相次いだことが大きな問題となった。³⁷

4-2-2 規制対象および監督機関

グラム・リーチ・ブライリー法は、「金融機関」(financial institution)を規制している。「金融機関」とは、1956年銀行持株会社法(Bank Holding Company Act of 1956)第4(k)項で挙げられた金融活動に従事する事業を行う機関である(15 U.S.C. §6809(3))。具体的には、銀行、保険会社、証券会社、およびこれらの関連会社や持株会社、ならびに「本質的に金融活動に従事している」(substantially engaged in financial activities)業態(以下「金融機関等」という)が同法でいう金融機関にあたる³⁸。

³⁵ グラム・リーチ・ブライリー法の解説は、Christopher Wolf, *Overview of the Gramm-Leach-Bliley Act*, 828 PLI/Pat 761 (May-June 2005)を参照。邦文の解説には、牛嶋仁「アメリカ合衆国における金融機関の個人情報保護法制—1999年金融制度改革法(GLB法)のしくみと運用—」(『クレジット研究』第31号、2003年12月、43-60ページ)がある。

³⁶ 詳しくは、M. Maureen Murphy, *Privacy Protection for Customer Financial Information*, CRS Report for Congress 5 (February 28, 2003), <http://www.epic.org/privacy/glba/RS20185.pdf>を参照。

³⁷ Electronic Privacy Information Center, *The Gramm-Leach-Bliley Act*, <http://www.epic.org/privacy/glba/> (last updated Jan. 21, 2005). セーフハーバー協定とアメリカの取り組みについては、岡村久道、新保史生『電子ネットワークと個人情報保護 — オンラインプライバシー法入門』経済産業調査会、2002年、145ページ以下を参照。

³⁸ 例えば、信用組合、投資会社、投資助言会社、モーゲージ会社、クレジットカード会社、債権回収会社、金融商品・サービスを提供する政府系企業、繰り延べ払いを提供する医療サービス会社、クレジットカードを発行する小売業者、ファイナンス・サービスを提供する自動車ディーラーなどは、同法でいう「本質的に金融活動に従

金融機関等を監督する行政機関は、グラム・リーチ・ブライリー法の運用および苦情処理を担当する。監督機関は、金融機関等の業態によって異なる。

銀行業務に従事する業態の監督機関は、①貯蓄金融監督庁(Office of Thrift Supervision)、②通貨監督局(Office of the Comptroller of the Currency)³⁹、③連邦準備制度理事会(Federal Reserve Board)、④連邦預金保険公社(Federal Deposit Insurance Corporation)、⑤全米信用組合協会(National Credit Union Administration)である。その他の業態の監督機関は、①証券取引委員会(Securities and Exchange Commission)、②商品先物取引委員会(Commodity Futures Commission)、③連邦取引委員会(Federal Trade Commission)である⁴⁰。

各監督機関は、お互いに協力して、第5編の「第1節 非公開個人情報の開示」を効果的に運用して、①グラム・リーチ・ブライリー法に基づく金融機関等による顧客情報(「4-2-4 保護される情報」参照)の適切な取扱いを実施するための規則を定めること(15 U.S.C. §6804)、さらに、②金融機関等における顧客情報を安全管理のあり方に関する規則を定めることが求められた(15 U.S.C. §6801, 15 U.S.C. §6805(b)(2))。これを受けて、上記①に対しては、いわゆる「プライバシー・ルール」を監督機関がそれぞれ定め、上記②に対してはいわゆる「セーフガード・ルール」を一部の監督機関⁴¹が定めた⁴²。

4-2-3 保護対象

グラム・リーチ・ブライリー法の下で保護される者は、金融機関等の個人顧客である。同法は、金融機関等との取引形態によって、個人顧客を「カスタマー」(customer)と「消費者」(consumer)の2種類に分類している。

「カスタマー」とは、金融機関等と継続的な取引関係にある個人顧客である。銀行からローンを借りている人や、保険会社の提供する保険に加入している人などは、「カスタマー」にあたる。

他方、「消費者」とは、個人、家族、または日常生活のために使う金融商品または金融サービスを金融機関等から受ける個人顧客である(15 U.S.C. §6809(9))。例えば、継続的な取引関係のない銀行のATMを利用して預金を引き出す個人や、金融機関等にローンの申し込みをしたものの、実際にはローンを受けることのできなかつた人は、「消費者」である。反対に、「消費者」にあたらないのは、事業、商用、または農業のために金融商品または金融サービスを受ける企業や個人である。

「消費者」の範囲は、「カスタマー」の範囲よりも広い。すなわち、全ての「カスタマー」は「消費者」の中に含まれるが、全ての「消費者」は「カスタマー」の中に含まれない。

事している」業態にあたる。

³⁹ 通貨監督局は、合衆国の銀行法に基づいて設立され、銀行業を行う連邦免許銀行(national bank)を監督する。通貨監督局は、グラム・リーチ・ブライリー法に加え、公正信用報告法および公正で正確な信用取引法(FACT法)(「4-3 公正信用報告法」参照)を運用している。

⁴⁰ Privacy Rights Clearinghouse, *Fact Sheet 24(e): Is Your Financial Information Safe?*, <http://www.privacyrights.org/fs/fs24e-FinInfo.htm> (last visited Mar. 28, 2006).

⁴¹ 連邦取引委員会、貯蓄金融監督庁、通貨監督局、連邦準備制度理事会、連邦預金保険公社、全米信用組合協会、および証券取引委員会。

⁴² 「プライバシー・ルール」の例として、連邦取引委員会の「Privacy of Consumer Financial Information; Final Rule, 16 CFR Part 313」がよく知られている。また、「セーフガード・ルール」の例として、同委員会の「Standards for Safeguarding Customer Information; Final Rule, 16 CFR 314」がよく知られている。同ルールは、貯蓄金融監督庁、連邦準備制度理事会、連邦預金保険公社、全米信用組合協会が先に定めたセーフガード・ルールと実質的に同じである。“Section A. Background”, 16 CFR 314.

また、金融機関等に課せられる義務は、「カスタマー」と「消費者」で異なる。金融機関等は、取得する個人情報の種類および利用目的、ならびにプライバシー保護方針などを明記したプライバシー通知(privacy notice)を「カスタマー」に送付しなければならない(15 U.S.C. §6803)。しかし、金融機関等は、非関連第三者(non-affiliated third party) (後述)に顧客情報を提供する場合を除いて、「消費者」にプライバシー通知を送付する義務はない⁴³。

プライバシー通知とは、金融機関等が、取引関係が成立した時点およびその後少なくとも毎年1回、顧客の非公開個人情報の共有に関する指針を説明した通知書(年次通知書(annual notice)等)を提供することをいう。この通知書には、①顧客の非公開個人情報の共有についての指針、②金融機関等が取得する情報の種類、③金融機関等における秘密保持に関する指針が含まれる。

4-2-4 保護される情報

グラム・リーチ・ブライリー法が保護する情報は、「非公開個人情報」(nonpublic personal information)である(15 U.S.C. §6809(4))。「非公開個人情報」とは、①個人を特定する情報で、②顧客本人自身が金融機関等に提供したもの、③金融機関等が顧客との取引の際に得たもの、または④金融機関が取得したものである。

例えば、金融商品の購入やサービスを受けるために必要な個人に関する全ての情報(氏名、住所、電話番号、社会保障番号(social security number)等)、金融機関等の顧客であるという事実、顧客の口座番号や口座の残高に関する情報は、非公開個人情報である。反対に、公的に入手可能な情報(publicly available information)は非公開個人情報にあたらない(15 U.S.C. §6809(4)(B))。

4-2-5 顧客情報の共有および移転先

グラム・リーチ・ブライリー法の下では、金融機関等が非公開個人情報を共有または移転する先として、「関連会社」(Affiliate)と「非関連第三者」(Non-affiliated third party) (15 U.S.C. §6809(5))を定めている。

「関連会社」(15 U.S.C. §6809(6))とは、他社による支配を受ける、または他社と共同で支配を受ける会社のことをいう。金融機関等と関連会社との間における非公開個人情報の共有は常に許される。これは、非公開個人情報の利用における経済的な非効率性を確保するためである。例えば、非公開個人情報の処理業務の場合、もし、金融機関等と関連会社との間に情報の共有が認められないと、処理業務を金融機関等の本体か、それとも関連会社の中で行うのか、選択しなくてはならなくなり、非公開個人情報を効率的に利用することができなくなる。⁴⁴消費者にオプト・アウト(後述)の機会を与える必要はない。ただし、関連会社との共有の指針については、上記のとおり、消費者に通知しなければならない。

「非関連第三者」(15 U.S.C. §6809(5))とは、金融機関等と親子関係や同一持株会社の傘下がない、いわゆるグループ企業以外の会社のことをいう。金融機関等の共同従業員(joint employee)は、非関連第三者にあたらない。非関連第三者との非公開個人情報の共有については、前述の関連会社の場合と同様、非公開個人情報の共有の指針について消費者に通知しなければならない。しかし、非関連第三者の場合、金融機関等は消費者にオプト・アウトの機会を与える義務がある

⁴³ Privacy Rights Clearinghouse, *Fact Sheet 24: Protecting Financial Privacy*, <http://www.privacyrights.org/fs/fs24-finpriv.htm> (last visited Mar. 28, 2006).

⁴⁴ 岩原紳作「〈個別報告〉 金融機関のグループ化と守秘義務」(『金融法研究』第19号、2003年)14ページ。

点で関連会社と異なる。

4-2-6 非公開個人情報の開示とその制限

グラム・リーチ・ブライリー法は、顧客情報の経済的な利用に重点を置いているため、非公開個人情報の開示については、積極的な姿勢を見せている。もちろん、非公開個人情報の開示にあたっては、前述のプライバシー・ルールに従い、顧客に適切な形でプライバシー通知を行うことはもちろんのこと、前述のセーフガード・ルールに従い、非公開個人情報を含む顧客情報の安全管理の徹底が求められている。

金融機関等が非公開個人情報を開示（共有・提供）することができる場合は以下のとおりである（15 U.S.C. §6802）。

- ① 顧客と金融取引の実行等のために必要な場合
- ② 顧客の同意または指示がある場合
- ③ 詐欺行為防止のため等、あるいは顧客の受益者や受託者等への情報の提供
- ④ 格付機関、当該金融機関の弁護士・会計士等への情報の提供
- ⑤ 金融プライバシー権法で認められている連邦の政府機関、捜査当局への提供（捜査令状や司法機関による罰則付召喚令状等）⁴⁵
- ⑥ 消費者信用報告機関への提供
- ⑦ 事業等の譲渡、合併等の場合（当該事業等に属する消費者の情報部分に限られる）
- ⑧ 他の法令に基づく場合（司法手続きによる場合も含む）。⁴⁶

反対に、金融機関等が非公開個人情報を共有できない場合は、消費者がオプト・アウト（後述）を表明した場合に加え、電話またはダイレクトメールによるマーケティング目的用にクレジットカード番号、暗証番号などのアクセスコードおよび口座番号等を非関連第三者と共有すること（信用情報機関への提供を除く）である。

ただし、金融機関等は、次の場合、顧客にオプト・アウトを認めることなく情報の提供を行うことができる（15 U.S.C. §6802(b)(1)(C)(2)）。

- ① 非関連第三者が金融機関等のためにサービスを提供する者である場合。これには金融機関等の商品やサービスのマーケティングが含まれる。
- ② 金融機関等と合意の上、共同で金融商品・サービスの提供にあたる場合。ただし、顧客に情報を共有する合意の事実を知らせ、かつ情報の共有先である非関

⁴⁵ 金融プライバシー権法(Right to Financial Privacy Act, Pub. L. No. 95-630 (1978))では、原則として、連邦の政府機関による銀行記録の入手を禁止している(12 U.S.C. § 3402(1)-(5))。ただし、州にはこの規定は適用されない。岡村 前掲書 126 ページ。

⁴⁶ グラム・リーチ・ブライリー法は、開示制限命令(protective order)に服することを条件に、開示手続(discovery) (Fed. R. Civ. P. 26)における顧客情報の開示請求を認めている。Marks v. Global Mortgage Group Inc., 218 F.R.D. 492, 495-497 (S.D. W. Va. Nov. 21, 2003); Ex parte Mut. Savings Life Ins. Co., 2004 WL 2260475 (Sup. Ct. Ala. Oct. 8, 2004); Martino v. Bennett, 595 S.E.2d 65 (Sup. Ct. App. W. Va. Mar. 15, 2004). 樋口範雄「金融・信用情報の保護と利用のあり方—アメリカの場合」(『ジュリスト』No. 1300, 2005年11月1日, 108-115 ページ) 110 ページ。

連第三者が、かかる情報の秘密保持義務を契約上負う場合にのみ限られる⁴⁷。

4-2-7 オプト・アウト

原則として、金融機関等は、顧客に関する情報を販売、共有、移転する権利を持つ。この原則の例外として、グラム・リーチ・ブライリー法は、顧客に、自己の非公開個人情報の販売、共有、移転を許可しないことを金融機関等に表明する権利（オプト・アウト）を与えている（15 U.S.C. §6803）。

顧客がオプト・アウトを実行するには、その顧客が取引している金融機関等ごとにオプト・アウトの手続きをとらなければならない。加えてオプト・アウト手続きそのものは、金融機関等によって異なるため、顧客にとって不便である。

現在連邦議会で審議されている法案「2005年プライバシー法」(Privacy Act of 2005, S.116, 109th Cong. (2005))は、金融機関等による顧客の個人識別情報を販売あるいはマーケティングを行う際に、事前に当該顧客の同意を得ることを義務づけることを目的とし、現行のオプト・アウト制度からオプト・イン制度への転換（同法案 203 条）を目指している。同法案のオプト・イン制度への転換は、カリフォルニア州法（「4-4 州法の事例」参照）の制度に近づくことを意味する。今後の動向が注目される⁴⁸。

4-2-8 救済

金融機関によるグラム・リーチ・ブライリー法の違反があった場合、被害を受けた顧客は、違反した金融機関を監督する政府当局（「4-2-2 規制対象および監督機関」参照）に苦情を申し立てることができる。しかし、この苦情処理制度は、イギリスで見られるようなワンストップの苦情処理機関を設けていない上に、被害者を直接救済する仕組みになっていない（苦情の申し立てを受けた監督機関は、その申し立てを元に違反した金融機関等を処分する）ため、被害者にとっては使いにくい制度である。

グラム・リーチ・ブライリー法がこのように被害者を直接救済する仕組みを持たないのは、前述のとおり、同法が被害者に私訴権(private right of action)を認めていないからである。被害者が、直接救済を受けるには、グラム・リーチ・ブライリー法に違反した金融機関等が公正信用報告法など他の連邦法に違反したとして同連邦法に基づいて金融機関を提訴する方法、あるいは、グラム・リーチ・ブライリー法の違反を、顧客の他の権利を侵害したとして州法に基づいて金融機関等を提訴する方法がある⁴⁹。

次に、金融機関等が重複して適用を受けるケースの多い公正信用報告法および州法について説明する。

4-3 公正信用報告法

公正信用報告法(Fair Credit Reporting Act of 1970, P.L. 91-508)は、消費者信用報告機関による消費者信用情報の収集および利用等を規制する連邦法である。1996年の改正では、プライバシ

⁴⁷ Oliver Ireland and Rachel Howell, *The Fear Factor: Privacy, Fear, and the Changing Hegemony of the American People and the Right to Privacy*, 29 N.C.J. Int'l L. & Com. Reg., 671 (Summer 2004).

⁴⁸ Wolf 前掲論文 776 ページ。

⁴⁹ Privacy Rights Clearinghouse 前掲 Fact Sheet 24。

一保護手段を充実させ、さらに2003年の改正（「公正で正確な信用取引法（FACT法）」（Fair and Accurate Credit Transactions Act of 2003, P.L. 108-159））では、近年社会問題化している「ID詐取(identity theft)⁵⁰」への対応を充実させた。

4-3-1 グラム・リーチ・ブライリー法との関係

金融機関が取り扱う個人情報については、グラム・リーチ・ブライリー法と公正信用報告法にそれぞれ規定がある。従って、金融機関は、この二つの連邦法の制約を受けることになる。原則として、公正信用報告法は、グラム・リーチ・ブライリー法の運用を修正、制限または優先しない。

公正信用報告法とグラム・リーチ・ブライリー法の適用関係をさらに整理すると次のようになる。

- ① 優先順位 — (i) 公正信用報告法が優先する場合： 消費者信用報告書に含まれる情報、(ii) グラム・リーチ・ブライリー法が優先する場合： 消費者信用報告書に該当しない情報。
- ② 取り扱う情報の範囲 — グラム・リーチ・ブライリー法が扱う非公開個人情報は、公正信用報告法が取り扱う個人信用情報よりも広い概念を持つ。
- ③ 情報の共有 — 公正信用報告法は、グラム・リーチ・ブライリー法よりも、情報の共有について厳しい規制を課している。すなわち、グラム・リーチ・ブライリー法は、非公開個人情報を非関連第三者と共有する場合の規定を設けているのに対し、公正信用報告法の消費者信用報告書は、関連会社間・非関連第三者との共有の両方を規定しているのである⁵¹。

4-3-2 信用情報機関

公正信用報告法の下で規制を受けるのは、消費者信用報告書(consumer credit report)を発行する消費者信用報告機関である。消費者信用報告機関の範囲はとても広く、その設置には監督官庁等の許認可は不要である。消費者信用報告書に該当する内容の情報を定期的に第三者と共有している場合は、原則として消費者信用報告機関とみなされる。そして、消費者信用報告機関は、消費者への開示義務、および再調査義務等の義務を負う。

4-3-3 消費者信用報告書

消費者信用報告書は、消費者の弁済能力、信用状態、信用力、評判、性格、生活習慣等に関する報告である。消費者信用報告書には、①情報の性質と②利用目的、および③情報提供者の3つの要素が必要とされる。

反対に、消費者と直接取引した結果得られた取引実績に基づく情報と関連会社間で共有される「他の個人信用情報」は消費者信用報告書にあたらない。また、個人に関する情報であっても、

⁵⁰ 他人の社会保障番号等を不正に入手し、本人になりすましたローンの借入れ等を不正に行う行為。

⁵¹ Electronic Privacy Information Center, *The Fair Credit Reporting Act (FCRA) and the Privacy of Your Credit Report*, <http://www.epic.org/privacy/fcra/> (last updated Oct. 7, 2005). みずほ総合研究所 前掲報告書 12-16 ページ。松本亨「米国の金融機関における個人情報保護」(『金融情報システム』No. 267、2003年秋) 97-98 ページ。

その利用目的が本人の営んでいる事業に対する与信目的など、事業に関係している場合も消費者信用報告書にあたらぬ（15 U.S.C. §1681a(d)）。

消費者信用報告書が取り扱う情報は、①信用度、②信用残高、③信用枠、④人格、⑤一般的な評判、⑥個人的な特徴、⑦生活様式である。消費者信用報告書に該当するには、これらの情報のうち、少なくとも一つは必要である。なお、氏名、住所、電話番号からなる「住所録」は除かれる。

消費者信用報告書の利用目的は、主として個人向けの与信、保険の加入、雇用、およびその他法律で認められている場合（例えば、裁判所の指示、本人の書面による指示があった場合）等幅広い。反対に、ターゲット・マーケティング目的で消費者信用報告書を利用することは禁止されている。

法律で認められる目的で消費者信用報告書が提供・使用される場合、本人の許可・同意は原則として不要である。ただし、消費者信用報告書を雇用目的に利用する場合と当該報告書の中に医療情報が含まれる場合は、本人の明示的な事前同意を必要とする⁵²。

4-4 州法の事例

4-3までに連邦法について見てきたが、アメリカの場合、個人情報保護についても州法による規制が連邦法よりも前に存在しており、州法がグラム・リーチ・ブライリー法よりも高い水準の保護を与えているかどうかを判断する権限はFTCにある(15 U.S.C. §6807(b))。そして、FTCは、州の制定法、規則、判例法を総合的に見て判断を下すことになっている。ここでは、州の制定法およびコモン・ローの事例を挙げる。

4-4-1 制定法

グラム・リーチ・ブライリー法は、州が同法よりも高いプライバシー保護規程を持つ州法を制定することを妨げない。反対に、州法が同法よりも低いプライバシー保護を提供している場合(15 U.S.C. §6807(b))や州法が預金機構(depository institutions)を差別している場合⁵³(15 U.S.C. §6701(d)(4)(e))は、グラム・リーチ・ブライリー法が優先(専占)する。

本稿では、連邦法であるグラム・リーチ・ブライリー法と州法との差を明確化させるために、全米で最も厳しいプライバシー保護規定を持つとされているカリフォルニア金融情報プライバシー法(California Financial Information Privacy Act, Cal. Fin. Code §§4050-4059、以下「カリフォルニア州法」という)を中心に取り上げる。

カリフォルニア州法は、2003年8月27日に成立し、本年7月1日に施行された。⁵⁴カリフォルニア州法がグラム・リーチ・ブライリー法よりも高いプライバシー保護基準を設けているところは、同法が消費者保護の観点から問題があると指摘されているところに対応した結果であり、またその背景には、カリフォルニア州の憲法にプライバシー保護規定(第1条)が設けられてい

⁵² Electronic Privacy Information Center 前掲報告書。

⁵³ 州が銀行に対し、他の金融機関よりも高いプライバシー保護義務を課してはならないことを意味する。なお、通貨監督局は、全米各地で業務を行う連邦免許銀行の目的や役割を実現するために、州法に優先(専占)する規制を定めることができる(12 C.F.R. pts. 7 & 34 (2004)). Jason Shroff, *California: A Privacy Statute Meets the GLBA & FCRA*, 9 N.C. Banking Inst. 223, 230 (April 2005).

⁵⁴ その他の州の動向については、M. Maureen Murphy, *Financial Privacy Laws Affecting Sharing of Customer Information Among Affiliated Institutions*, CRS Report for Congress 4 (February 27, 2003), <http://www.epic.org/privacy/fcra/RS21427.pdf> を参照。

ることに加え、伝統的に、州民のプライバシー保護に対する関心の高さがあるとされる。また、その内容も、同州に居住する者を保護し、非公開個人情報の共有について、グラム・リーチ・ブライリー法よりも厳しい制限を金融機関等に課している。

(1) 関連会社との非公開個人情報の共有

カリフォルニア州法では、消費者に対し、金融機関等と関連会社との間における非公開個人情報の共有についてオプト・アウト権を認めている。消費者は、毎年1回、自分の非公開個人情報の共有を認めないとする意思表示をしてオプト・アウトすることができる(Cal. Fin. Code §4053)。この規定は、グラム・リーチ・ブライリー法が関連会社との非公開個人情報の共有につき、消費者にオプト・アウトの機会を与えていないのとは対照的である。

消費者が、同条に基づいてオプト・アウト権を行使した場合、非公開個人情報の共有は、厳しく制限される。すなわち、非公開個人情報の開示・使用は、関連会社の中にとどめ、非公開個人情報を共通の情報システムやデータベースに保存し、金融機関等やその関連会社の社員がアクセスできるようにしなければならない。

そして、カリフォルニア州法の下で金融機関等が非公開個人情報を関連会社と制限なく共有するには、次の条件を全て満たすことが要求される(Cal. Fin. Code §4053(c))。

- ① 親子会社間など、100パーセントの保有関係で結ばれている関連会社間であること、
- ② 同じ監督当局(銀行監督当局は、連邦・州合わせて一つ)の監督下にあること、
- ③ 同じ業態(銀行、証券、保険のいずれか)に属していること、および
- ④ 同じロゴを使用していること。

(2) 非関連第三者との非公開個人情報の共有

非関連第三者との非公開個人情報の共有については、オプト・インを認めている(Cal. Fin. Code §4053)。ここでいうオプト・インとは、非公開個人情報の共有を許可する場合に限り、その旨意思表示することであり、非公開個人情報の共有を許可する意思表示がない場合は、共有を許可しないことを意味する。

また、非関連第三者との情報の共有については、その目的によって条件が異なる。カリフォルニア州法は、オプト・アウトしか認めていないグラム・リーチ・ブライリー法よりも厳格に規律している。

- ① 他の金融機関との共同マーケティングの場合 — 金融機関は、(i)顧客にオプト・アウトの機会を提供し、(ii)顧客がオプト・アウト権を行使しなければ、(iii)提供された顧客情報を受け取った者による秘密保持、および(iv)目的外利用をしないことを条件に、情報を共有することができる。
- ② 提携事業会社(小売業者を除く)との情報共有の場合 — 顧客の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、提携カードの購入履歴の情報のみ共有可能。

非関連第三者と制限な非公開個人情報の共有が認められるのは、①本人が要請する取引を完了

する場合、②不正防止目的の場合、③関連会社や非関連会社に業務委託を行う場合である⁵⁵。

(3) 連邦法との問題

上記のとおり、カリフォルニア州法は、連邦法よりも手厚く個人情報保護しているといえる。これは、連邦法に矛盾する州法は効力を持たないとする専占(preemption)の法理に抵触するのではないかという問題があるが、ここで、カリフォルニア州法と2つの連邦法(グラム・リーチ・ブライリー法および公正信用報告法)との関係を整理してみよう。

まず、グラム・リーチ・ブライリー法との関係である。カリフォルニア州法は、グラム・リーチ・ブライリー法に抵触せず、グラム・リーチ・ブライリー法はカリフォルニア州法に専占しない。これは、グラム・リーチ・ブライリー法が①同法と抵触しない州法の効力に影響は及ぼさないこと、さらに、②グラム・リーチ・ブライリー法よりも高い水準のプライバシー保護を行っている州法は、グラム・リーチ・ブライリー法に抵触しないとする規定(15 U.S.C. §6807(a) & (b))を設けているからである。

次に公正信用報告法との関係である。カリフォルニア州法の一部の規定は、公正信用報告法に抵触するため、同法はカリフォルニア州法に専占する。公正信用報告法は、関連会社間の情報の共有については、同法の規定に反する州法に専占するという規定があるため(15 U.S.C. §1681t(b)(2))、グラム・リーチ・ブライリー法とは異なる展開になる。カリフォルニア州連邦地方裁判所東部地区が2005年10月4日に下した *American Bankers Association v. Lockyer* 事件の差し戻し判決⁵⁶では、関連会社との間の情報の共有に関する前述のカリフォルニア州法の規定(Cal. Fin. Code §4053(b)(1))は、公正信用報告法§1681t(b)(2)に抵触するため、同法によって専占されるとした。具体的には、①消費者の信用価値、信用状態、信用力、人格、評判、個人的特徴、または生活様式に関する情報で、なおかつ②(公正信用報告法の下で)与信、保険、雇用等の適格性を判断する目的で収集または利用される情報の共有は、公正信用報告法が専占する。⁵⁷反対に、この2つの条件を満たさない情報の共有については、カリフォルニア州法が適用されるのである。

4-4-2 コモン・ロー

金融機関の守秘義務は、もともと州のコモン・ローの中で発展してきた経緯がある。

(1) 預金者との関係

金融機関の守秘義務を正面から認めた最も古い判例は、1961年のアイダホ州最高裁判所判決である⁵⁸。この事件は、銀行が預金者の雇い主に対し、預金者が不渡小切手を何度か振り出していた事実⁵⁹を伝えた行為が問題になった。原告である預金者が、銀行は黙示の守秘義務に違反していると主張したのに対し、アイダホ州最高裁判所は、銀行には守秘義務があり、銀行側の行為

⁵⁵ みずほ総合研究所 前掲報告書 9—11 ページ。Chad C. Coombs, Keenen Milner, *New Identity Theft Legislation*, Los Angeles Lawyer (July/August 2004).

⁵⁶ *American Bankers Association v. Lockyer*, 2005 WL 2452798 (E.D. Cal. Oct. 4, 2005). 本件に関する訴訟の経緯等については、樋口 前掲論文を参照のこと。

⁵⁷ *American Bankers Association v. Lockyer*, 2005 WL 2452798 (E.D. Cal. Oct. 4, 2005), at 2-3.

⁵⁸ *Peterson v. Idaho First National Bank*, 367 P.2d 284 (Sup. Ct. Idaho Dec. 8, 1961).

⁵⁹ 不渡切手(bad check)を切ることは、多くの州で軽罪(misdemeanor)にあたる。田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、1991年。

は、守秘義務違反であると判示した⁶⁰。

預金者に対して守秘義務を認める判例は、多くの州で見られる。ニュージャージー州では、銀行は顧客の取引記録(bank record)に対する守秘義務を負っているとする判決がある⁶¹。また、ペンシルバニア州では、銀行および従業員は、顧客の口座に関する情報を秘密扱いとする黙示の契約上の責任(implied contractual duty)があるとしている⁶²。さらに、顧客は、銀行が保管している本人の情報に関して、プライバシーの保護を合理的に期待するものであるため、これらの情報に対し、銀行は守秘義務を負うとしている⁶³。

(2) 債務者との関係

また、銀行と債務者との関係においても、判例にばらつきが見られる。

- ① 債務者に対する守秘義務はあるとする事例⁶⁴
- ② 債務者に対する守秘義務はないとする事例 — 債権者たる銀行は、債務者の代理人ではないため、黙示の守秘義務はない⁶⁵。
- ③ 債務者と銀行との間に信認関係(fiduciary relationship)が成立している場合にのみ守秘義務はあるとする事例 — 銀行と債務者との間に信認関係が成立しており、債務者が、自分に関する情報を銀行が開示しないであろうと信じ、銀行は、債務者から寄せられた信頼に応えるとしている場合、守秘義務を負う⁶⁶。

上記③の事例の場合、一見、債務者との関係で銀行に守秘義務が課せられる場合が限定されているように見える。しかし、実際には、債務者による同意あるいは銀行側に債務者の情報をどうしても開示しなければならない理由(例えば法令に基づく要求)がない限り、銀行は守秘義務によって、債務者の情報を開示することはできない。なぜなら、銀行と債務者との間に信認関係が成立していたかどうかは、陪審が判断すべき事実問題(matter of fact)にあたり、銀行はこの点、絶えず不利な立場に置かれるからである。

(3) 保護の対象となっている情報

反面、守秘義務に基づく保護の対象となっている情報の範囲については、判例の蓄積が見られない。

1995年のイリノイ州控訴裁判所判決⁶⁷では、アメリカン・エクスプレス社が共同マーケティング・販売プログラムに基づき、同プログラムに参加している小売業者に対し、同社のカード保有

⁶⁰ James H. Breay, *Memorandum to Michigan Bankers Association: A Bank's Duty of Confidentiality as to Customer Records and Information* (Aug. 6, 1999).

⁶¹ *Twiss v. State*, 591 A.2d 913 (Sup. Ct. N.J. June 24, 1991). Andrea Lee Negroni and John P. Kromer, *Gramm-Leach-Bliley: Tip of the Privacy Iceberg* (Nov. 2001), http://www.goodwinprocter.com/publications/negroni_kromer_11_01.pdf

⁶² *McGuire v. Shubert*, 722 A.2d 1087, 1091 (Pa. Supr. Ct. Dec. 23, 1998).

⁶³ *Commonwealth v. DeJohn*, 403 A.2d 1283, 1291 (Sup. Ct. Pa. May 17, 1979).

⁶⁴ *Djowharzadeh v. City National Bank and Trust Company of Norman*, 646 P.2d 616 (Okla. App. Jan. 19, 1982).

⁶⁵ *Graney Development Corp. v. Taksen*, 400 N.Y.S. 2d 717 (Sup. Ct. Jan. 4, 1978), *aff'd* 411 N.Y.S.2d 756 (App. Div. Dec. 15, 1978); *Boccardo v. Citibank NA*, 579 N.Y.S.2d 836 (Sup. Ct. Dec. 12, 1991); *Schoneweis v. Dando*, 435 N.W.2d 666 (Sp. Ct. Neb. Feb. 17, 1989).

⁶⁶ *Rubenstein v. South Denver National Bank*, 762 P2d 755 (Colo. App. July 28, 1998).

⁶⁷ *Dwyer v. American Express Company*, 652 N.E.2d 1351 (Ill. App. June 30, 1995). Breay 前掲論文 3-4 ページ。

者に関する情報（カード保有者の支出傾向による分類）を「貸し出した」行為が問題になった。裁判所は、アメリカン・エクスプレス社が、特定のカード保有者の情報を小売業者と共有していないこと、さらに、貸し出された情報が、カード保有者に送るべき広告の種類を判断する目的のために限定的に利用されていることから、裁判所は、アメリカン・エクスプレスは守秘義務に違反していないと判断した。

（４） 守秘義務が排除される場合

守秘義務が排除される場合は、①顧客の同意、②法令に基づく場合、③公共の利益、④他者へ開示する義務があるが、④は、銀行が顧客の甲と乙に対して持つ義務が対立した場合、どちらの利益を優先するかが問題になる。例えば、甲は銀行から借入れを行い、その一部を顧客乙との取引に使用しようとし、銀行は、乙が違法な活動を行っており、甲が乙と取引すれば、甲が被害を受ける危険性がある場合、銀行は、甲との関係では情報を開示する義務があり、反対に、乙との関係では守秘義務がある。２つの州では、銀行がどちらの顧客に対する義務を優先するかについて、陪審の判断によるとした⁶⁸。銀行がこのような状況の下で情報を開示する場合には、正確であるだけでなく、情報開示を請求した当事者に誤解を与えないよう十分な情報を提供しなければならない⁶⁹。

５．各国の状況比較とわが国への示唆

５－１ 各国の守秘義務をめぐる法体制の比較

上述したように諸外国の守秘義務制度は、それぞれに金融制度や金融機関のあり方等を背景に、根拠になっているものや内容がかなり違っているように見受けられる。

まず、根本的な法的根拠や形式の問題から見てみると、（繰り返しもなるが）イギリスでは金融機関の守秘義務は、業界自主ルールをベースにしているのに対して、フランスでは、成文法による規制であり、また、従来から AGB に象徴される約款法理（具体的には銀行取引約款）により規制が形作られている。アメリカでは、個人情報の保護範囲等について基本となる部分で、かつ、共通な認識が持てるものについては、連邦法によるルール作りが行われているものの、州ごとにばらつきのあるプライバシー保護に関する意識を反映して、詳細については各論的に各州法に任されているという状態にあり、その州法を見ても必ずしも体系だっているわけではない。

次に規制の対象となる金融機関の範囲も国によってかなり異なる。フランスとドイツは、銀行法や銀行普通取引約款が定義または想定している銀行等であるのに対して、イギリスは、銀行、住宅金融組合、クレジットカード会社、預金預かり機関までを規制の対象としている。また、アメリカは、フランス、ドイツ、イギリスに比べ、規制の対象となる金融機関の範囲が極めて広いように見えるが、これは、欧州がユニバーサルバンク系形式で、金融サービスの提供者が比較的一元化されているのに対して、アメリカはグラム・リーチ・ブライリー法により、銀行、保険会

⁶⁸ *Barnett Bank of West Florida v. Hooper*, 498 So. 2d 923, 925 (Sup. Ct. Fla. Dec. 11, 1986); *Krondes v. Norwalk Savings Society*, 53 Conn. App. 102 (Apr. 27, 1999). Breyer 前掲論文 4-6 ページ。

⁶⁹ *Central States Stamping Company v. Terminal Equipment Company Inc.*, 727 F2d 1405 (6th Cir. Feb. 21, 1984); *MSA Tubular Products Inc. v. First Bank and Trust Company, Yale, Oklahoma*, 869 F2d 1422 (10th Cir. Mar. 29, 1989); *R.A. Peck Inc. v. Liberty Federal Savings Bank*, 766 P2d 928 (N.M. App. Dec. 7, 1988).

社、証券会社の垣根をとりはらおうとしたものの、未だ業態別になっていることの違いからであろう。

さらに、保護の対象となる者について見てみると、イギリスは、個人顧客に加えて、個人と事業の区別がつきにくい一定規模の事業やクラブ等の団体を保護対象としている点で特徴的である。フランスとドイツは、個人（自然人）と法人顧客を区別して保護している。他方、アメリカは、個人顧客のみを対象としている。法人顧客の場合は、営業秘密等に関わる情報が多数含まれることもあり、実務上の慣習および秘密保持契約を個別に締結するなどしているため、保護対象とはならない。

最後に、個人情報保護法制との関係から見てみると、金融取引における守秘義務の対象となっている情報には多数の個人情報が含まれると考えられ、イギリス、フランス、ドイツは、それぞれの個人情報保護法（EU 個人情報保護指令を国内法化したもの）の規定が適用されている。他方、アメリカは、包括的な個人情報保護法を持っていない状況であり、プライバシー保護の観点から、個別分野ごとの保護が行われている現状がある。

しかし、これらの違いはあるものの、各国とも金融取引のための特別なルールや規制を設けていることには変わりなく、また、その内容もかなり類似したものになっている。

5-2 わが国への示唆

このような諸外国の状況に対して、わが国は、従来、金融機関には、かつての銀行取引約款試案にあったように「銀行その他の金融機関は顧客との間にはした取引およびこれに関連して知り得た情報を正当な理由なくして他に漏らしてはいけないという義務を負っている」とされてきた。また、金融取引の内容は顧客の信用情報を知る貴重な情報である反面、自分の経済状態やプライバシーに該当するような情報を知られたくないというのは顧客の当然の要求であり、そこでは道徳的義務ではなく、金融機関が法的な義務として秘密保持義務を基礎づける必要があったが、実定法上これに関する明文の規定はなかった⁷⁰。

また、そのような明文規定がない中、過去における判例においては、「合意が無く」、「他人に」かつ「みだりに」情報を渡すことが守秘義務違反であるとしていたが、具体的な違反であることをどのように決めるかについての判断基準は不明であった。

現在、個人情報保護という観点からは、個人情報保護法を基礎に業種ごとのガイドラインが各省庁によって策定されており、金融業の場合、金融庁ガイドラインならびに安全管理措置があり⁷¹、したがって、現況においては、金融業の場合、もともと上記のようにある程度、守秘義務についての実務上の対応や理論ができていたものに、さらに個人情報保護法が乗った状況にあり、各金融機関は、昨年来、金融庁のガイドライン等に則り対応を取ってきたところであるが、現在も各金融機関ともに試行錯誤している状況に見える。そのようななかで、現段階では、守秘義務と個人情報保護法制の間では、対象とする情報が、「業務上知り得た非公開顧客情報（法人情報）を含む」と、「公開情報」、また、第三者との情報共有の要件という切り口からは、守秘義務が「正当な理由（本人に同意を得た場合、法令に基づく場合）」とされているのに対して、個人情報保護法

⁷⁰ この法的根拠については、学説上も信義則説、商慣習説、契約説、さらには法人情報と個人情報を区別する見解といくつかに分かれている。

⁷¹ これらの内容については、寺田達史・西方建一・梅澤希一編著 小森純子・小西賢治著『金融分野における個人情報保護 - 金融庁ガイドラインおよび安全管理措置の解説』（きんざい、2006年）を参照されたい。

制では「本人の同意を得た場合。ただし、法令に基づく場合、人の財産保護等に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合等には本人の同意は不要であり、業務委託・事業再編・特定のものと共同利用は第三者提供に当たらない。」とされており、個人情報保護法制の方が幅広い枠組みを持っているといえる⁷²。さらに、守秘義務が顧客との契約から発生する付随的な義務とされているのに対して、個人情報保護法制は、契約の存在が必要ではないという差も存在する⁷³。

しかし、これまでの金融商品の窓口販売の拡大、さらには本年よりスタートする銀行代理店制度などにより、個人情報の取得や管理をどのように行うかについても相当な配慮が必要になってきている。また、昨今の偽造・盗難キャッシュカード事件を反映して、ATMにおける本人確認方式に生体認証が登場してきたことにより、金融機関は、自己のシステムと顧客の預金の安全性を保つために、きわめて高いレベルの個人情報（生体情報）を入手・管理する必要が出てきており、他業界と比較してもますます金融業界における守秘義務のあり方は高いレベルが要求されているように思われる。諸外国では、金融のチャネルの拡大のなかで、金融独自の守秘義務・個人情報保護のあり方が上述のように議論され、そこで培われたものが、法や自主ルールで規制を形作ってきた経緯がある。わが国においても、今後ますます金融商品の販売チャネルは拡大するなかで、金融商品の販売と設計を行う部分での連携性を高めながら、金融向けの欧米並みの詳細かつ統一的なルール作りを研究・検討していく必要があるだろう。

⁷² 日本銀行金融研究所 『「金融機関のグループ化に関する法律問題」報告書』金融研究 2005. 11 91 ページ。

⁷³ 青木茂幸「個人情報を含めた顧客情報の管理の課題と今後の方向性」地銀協月報 527 号 9-15 ページ。